

湘南工科大学附属高等学校






令和五年度 入学試験問題

国

語

マーク上の注意事項

- 1 HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）を使って、○の中を正確に塗りつぶすこと。
- 2 答えを直すときは、きれいに消して、消しくずを残さないこと。
- 3 決められた欄以外にマークしたり、記入したりしないこと。

良い例	悪い例
	 線
 丸囲み	 小さい
 レ点	 はみ出し
 うすい	

— 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。(作問の都合上、本文を改めたところがあります。)

そもそもドーピングとは何を指すのでしょうか。WADA(世界アンチドーピング機構)によれば、ドーピングとは基本的には、禁止された薬物を摂取したり、それを隠したりすることです。決められた検査を受けることを拒否したり、検査を妨害したりすることも違反として扱われます。では、ある物質が禁止される根拠は何でしょうか。WADAの規定では、能力強化、健康上の危険、スポーツ精神への違背^{注1}が挙げられています。(中略)

ではドーピング^Aはなぜ禁止されるのでしょうか。なぜ薬物などによって運動能力を高めて競技に臨んではいけないのでしょうか。WADAドーピング防止プログラムの理念は「ドーピングのないスポーツに参加するという競技者の基本的権利を保護し、もって世界中の競技者の健康、公平及び平等を促進する」というものです。WADAはスポーツには固有の価値があると考えており、その価値を守り、促進することがスポーツ精神、スポーツマンシップであると述べています。たとえば、ドーピングによって手軽に運動能力を高められるとしたら、過酷なトレーニングをして真摯に競技に挑む姿勢は損なわれてしまうというようなものです。したがって、健康、公平・平等をはじめとしたスポーツ精神に反することから、ドーピングは禁止されているのです。

ひとつたびルールが制定された以上、そのルールに反するドーピングが認められないことは明らかです。他の皆がルールを守っているのに、自分だけがルールを破って優位に立つことは卑怯^{ひきまが}なやり方ですし、公平・平等に反します。しかし、ここで考えたいことは、そもそもそのルールは妥当なものか、そのようなルールは必要か、ということなのです。

^B 倫理学の重要な考え方 法と倫理の区別

あることが悪いことであることの根拠として「法律に反しているから」ということが挙げられることがあります。またその裏返しで「法律に反していないから悪くないでしょ」という発言なども耳にすることがあります。しかし、法律と倫理は重なるところがあるとしても、同じものではありません。法律によって禁止されていなくても倫理的に悪いことはありますし、法律で禁止されていても倫理的に悪いとは言えないこともあります。

倫理的に正当化できないような法律はたくさんありました。悪名高いナチスドイツはユダヤ人や障害者、同性愛者らを差別する法律を作り、国民はその法律に従って、差別や殺害行為を行いました。二〇世紀前半のアメリカでの黒人差別はジム・クロウ法と言われる有色人種の隔離を認める法律を後ろ盾にしていました。これは当時のドイツやアメリカでは、差別が悪いことではなかった、ということではありません。（中略）

もちろん、皆が認めた法律やルールを自分勝手な理由で破ることは悪いことでしょう。しかし、そのことと、法律やルールそのものの倫理的な是非を問うことは別のことです。その意味では「ドーピングはしてもよいか」という問題に対して、「ルールで禁止されているからしてはいけない」といつて終わりにするのではなく、「そもそもドーピングを禁止するそのルールは倫理的に正当化できるのか」ということを考えよう、というのが本章のテーマになります。

では、ドーピングを禁止するルールを作ることは妥当でしょうか。ドーピングはスポーツ精神に反するのでしょうか。以下では、いくつかの論点を通じて、その点を見ていこうと思います。

論点一 ドーピングを行う人は身体を大切にしていけないか

最初に見てみたいのは、美容整形^{注3}における論点一と同様に、ドーピングを行うことと、身体を大切に扱うこととの間の関係です。まずは、健康の観点から見てみましょう。

反対派① ドーピングは健康に害を与えるので禁止されるべきだ

ドーピングで禁止されている一部の薬は健康に悪影響を与える。スポーツはあくまで健康に害を与えないような仕方で行われなければならない。ドーピングは禁止すべきだ。

肯定派① ^cドーピング禁止はかえって健康に害を与える

仮に健康に悪影響があるとしても、ある程度までは自己責任だ。トップアスリートは皆、健康へのリスクを背負いながら過酷なトレーニングに耐えている。覚悟がないならやめればいい。必要なのは、選手生命に関わるなど、極めて重大な悪影響が生じることを防止することであって、ゼロリスクを目指すことではない。

その上で、ドーピングの禁止は、むしろアスリートの健康に深刻な悪影響を与える。たとえば、かつてのツール・ド・フランスでは、^{注4}フェスティナ事件の影響によるドーピング禁止の厳格化以降、多くの選手がこっそりドーピングを続けたが、医師の処方に基づかず自己流でやっていたため、健康被害があった。解禁して、医師の適切な処方に基づいて、ドーピングをした方がいい。重要なのは自分で自分の身体をきちんと管理、コントロールできることに他ならない。

最初の論点は健康被害です。オリンピックでドーピングが禁止されたのは、競技力向上のための薬物摂取によって死者が出

たことだと言われていますし、WADAも禁止薬物の選定理由に、健康への危険性を挙げていました。反対派は健康への悪影響を考えるなら、ドーピングは絶対に禁止されねばならない、と主張します。

肯定派も健康の重要性を完全に無視するわけではありません。それでも、肯定派は、健康へのリスクのコントロールは選手個人が自律的に行うべきものであり、WADAのような外部の者によって勝手に決められるべきではないと主張します。そもそも厳しいトレーニングや極限状態での競技はそれ自体が健康を害するリスクを含んでおり、どれを選んでいくかは選手の自由です。健康に関する情報は与えられるべきですが、その情報をどう使うかは選手個人の問題とするべきだということです。

(中略)

反対派② ドーピングを行う人は身体を単なる道具と見なして粗末に扱っている

ドーピングをする人は、健康のことも含めて身体を粗末に扱っている。彼らは身体を、結果を出すための単なる道具とみなしている。X、道具は選手によって使われるものであって、選手自身ではない。ドーピングを通じて身体を道

具として作り替えていったなら、身体はもはや選手自身の一部ではなくなってしまう。Y、ドーピングをすること

でホームランをたくさん打てたとしよう。しかし、そのときにそのホームランを生み出したのは選手本人だと胸を張って言えるだろうか。Z、そのようなホームランを打つことを可能にする薬を生み出した研究者や企業だと言われてし

まうのではないだろうか。自分自身としての身体を自分の力で鍛え上げて、その限界を引き出すことと、身体を他人の力で改良される道具として使うことの間には根本的な違いがある。進んで自分の一部を捨てるような愚かなことをすべきではない。それは自分で自分のことを決める「人間」から、外部からの命令に従うだけの「ロボット」に自分たちを変えていくことだ。私たちは自分の身体を自分自身として大切にしなければならぬはずだ。誰もロボット同士の試合など見たくはないのだ。

肯定派② 身体をどれだけ見事に使うかということこそ、スポーツという営みである

確かに、ドーピングはある意味で、スポーツにおいて私たちの身体が道具であることを顕わにする。しかし、そもそもスポーツには逃れがたくそのような側面がある。手段としての身体をどれだけ研ぎ澄ませるか、その道具をどれだけ見事に使いこなせるかが、スポーツという営みではないか。たとえば、野球においてバットとそれを握る手を区別することにどれだけ意味があるだろうか。バッターボックスにおいては、バットも選手の一部であり、足下からバットの先まで神経を行き渡らせることで、選手はホームランを打つのだ。

ドーピングをしても努力は必要であるし、その身体を使うのは自分である。私たちはその努力と身体の使い方、驚嘆し、リスペクトを送る。たとえばアメリカのメジャーリーグのホームラン王、バリー・ボンズ選手は、ドーピングが発覚した後もなお、その卓越した技術と野球にかけるストイックな姿勢で、チームメイトの尊敬を集め続けていた。問題は身体を道具と見なすかどうかではなく、その道具をどのように使うかということだ。

ドーピングと身体の道具化の問題は、倫理学者たちによって長らく議論されてきた問題の一つです。数年前にNHKの白熱教室で話題になった哲学者のマイケル・サンデルは、「贈られたもの（ギフト）」としての身体を大切にすることを忘れてはならないと述べます。彼の考えでは、完全なものではないとしても、自分の身体を大切なものとして受け入れ、そこから始めていく謙虚さを私たちは失ってはならず、何でも完全な支配の対象としようとするような傲慢さは避けなければなりません。それは、自分がコントロールできる範囲を広げることのように見えて、結局は自分自身を何かにコントロールされるもの、ロボットのようなものにしていくことにつながってしまいます。

他方、ドーピング肯定派は、それは傲慢さの表れではなく、人間の飽くなき向上心を示すのであり、ドーピングのような工

夫の否定は人類の進歩の否定だと言います。それは自分の身体の可能性を限界まで引き出そうとする試みなのであって、身体を粗末に扱うことではありません。私たちは神に与えられたものを受け取るだけの時代を脱し、科学の力によって世界を自ら変えていく時代に生きています。そのような立場からすれば、サンデルのような物言いは、一九世紀に工場の機械化に¹反対して機械の破壊活動を行った^注ラッダイト運動の現代版、生命科学の成果に^{おび}怯えるバイオ・ラッダイト的なものであって、許容でき¹るものではありません。

（佐藤岳詩『心とからだの倫理学ーエンハンスメントから考えるー』）

注

1 違背 ……命令・規則・約束などにそむくこと。

2 ジム・クロウ法 ……アメリカ南部における黒人隔離法の総称。学校・鉄道・食堂などの公共施設での人種隔離法の呼称。

3 美容整形における論点一 ……前段で、美容整形は身体を大切に扱っていないのではないか、ということについて述べている。

4 フェスティナ事件 ……一九九八年に行われた、国際的な自転車レース、ツール・ド・フランスで、大会参加予定チームのフェスティナ・ロータスのチーム車両から禁止薬物が発見されたことから逮捕者が出て、社会的に大きな問題となった事件。

5 白熱教室 ……アメリカの公共放送局が制作した、サンデルの「政治哲学」の講義を収録したテレビ番組。日本では二〇一〇年にNHK教育テレビで放送された。

6 ラッダイト運動 ……一八一一年から一八一七年頃、イギリス中・北部の織物工業地帯に起こった機械破壊運動。

問一 傍線部A「ドーピングはなぜ禁止されるのか」とありますが、なぜWADAはドーピングを禁止しているのですか。

次の中から最も適するものを選び、マークしなさい。

- 1 ドーピングは、世界中の競技者の健康や公平・平等を促進することを目指しているスポーツ精神に反するものだから。
- 2 ドーピングは、過酷なトレーニングをして真摯に競技を続ける選手から競技生活を奪ってしまうものだから。
- 3 ドーピングは、スポーツ固有の価値を堅守することにこだわり、人々の健康の推進を阻害するものだから。
- 4 ドーピングは、ルールを守らず自分だけが優位に立つ、卑怯な方法であると誰もが認めるものだから。

問二 傍線部B「倫理学の重要な考え方 法と倫理の区別」とありますが、どのような考え方ですか。次の中から最も適するものを選び、マークしなさい。

- 1 法律と倫理は同じものではないので、法律を倫理的判断の基準にすることはできないという考え方。
- 2 法律は倫理を元に作られているので、倫理に反した法律は一部の人のためにしかならないという考え方。
- 3 法律に反していても倫理的に許されることは多々あり、日常生活の中では倫理が優先されているという考え方。
- 4 法律で禁じられていないことは、倫理観にあてはめて判断すればよいという考え方。

問三 傍線部C「ドーピング禁止はかえって健康に害を与える」とありますが、どのようなことですか。次の中から最も適するものを選び、マークしなさい。

- 1 ドーピングを禁止しても、過酷なトレーニングのために健康を害する者もいるので、禁止しても意味がないということ。
- 2 ドーピングを禁止しても、禁止されていない薬物を探して使用することはできるので、そのために健康を害してしまうことがあるということ。
- 3 ドーピングを禁止すると、医者の方を受けずに隠れて薬を使用する者が多くなり、その方が健康のためにはよくないということ。
- 4 ドーピングを禁止すると、他人に健康管理を任せる習慣がついてしまい、自己管理しようとする気持ちがなくなり、健康を阻害されてしまうということ。

問四 傍線部D「健康の重要性を完全に無視するわけではありません」とありますが、なぜですか。次の中から最も適するものを選び、マークしなさい。

- 1 健康は他者によって管理されるのではなく自らの責任において管理されるべきだという考えのもと、ドーピング禁止に反対しているのであって、健康が軽視されてよいと考えているわけではないから。
- 2 厳しいトレーニングや極限状態での競技のほうに、健康を害するリスクは大きいので、過酷なトレーニングについてもドーピングと同じように規制をして、健康を守るべきだと考えているから。
- 3 死者が出るような過剰な薬物摂取には反対していて、ドーピングに全面的に反対しているわけではないから、薬物にもよいものはあるので、健康増進のためにはそれらを上手く利用するべきだと考えているから。
- 4 すべての薬物を認めないというドーピング反対派の姿勢を良くないと言っているのであり、WADAが禁止薬物の選定理

由として健康への危険性を挙げていることに反対しているわけではないから。

問五 空欄

X

・

Y

・

Z

に入れる語として最も適する語をそれぞれ選び、マークしなさい。ただし、同じ語が

二カ所に入ることはありません。

- 1 むしろ
- 2 たとえば
- 3 しかし

問六 傍線部E「誰もロボット同士の試合など見たくはないのだ」とありますが、どのようなことですか。次の中から最も適するものを選び、マークしなさい。

1 ドーピングをした選手同士の戦いは、生身の人間同士の戦いというよりも、薬物を開発した研究者や企業の戦いなので、開発競争には興味はないということ。

2 他人の力にまかせて身体を改良したものの同士の戦いは、自分の意志で鍛えた身体で勝負するのではないので、魅力を感じられないということ。

3 ドーピングをした人間は自分の意志を持たないロボットと同じなので、その性能の高さを競うのは研究者以外は興味を持たないということ。

4 どれだけ質の高い薬物を使えるかという勝負は、経済的な力の差に左右される要素が大きいので、スポーツの魅力が損なわれてしまうということ。

問七 傍線部F「スポーツには逃れがたくそのような側面がある」とありますが、その具体例を挙げたものとして最も適するものを次の中から選び、マークしなさい。

1 長距離走の選手が、自分の身体に合うようにシューズを改善し履きこなすことと、厳しいトレーニングを積み重ねることを区別することは難しい。

2 野球の選手が、毎日のグラウンド整備を欠かさず、ベストな環境で練習できるように努めることと、毎日走り込んで足腰を鍛えていることを区別することは難しい。

3 水泳の選手が、海外の高価な水着を購入して記録を伸ばそうとすることと、AIによる分析をもとに練習メニューを考えることを区別することは難しい。

4 剣道の選手が、道着や竹刀しなの手入れを心を込めて行うことと、競技を行う際に心を研ぎ澄まし精神を集中させることを区別することは難しい。

問八 傍線部G「問題は身体を道具と見なすかどうかではなく、その道具をどのように使うかということ」とは、どのようなことですか。次の中から最も適するものを選び、マークしなさい。

1 道具を身体の延長とみるかどうかの問題ではなく、競技に対するスティックな姿勢が大事だということ。

2 身体と道具を同じ尺度で測ろうとするのが問題ではなく、それぞれの特質を考えて技術の向上に努めるのが大事だということ。

3 身体と道具の線引きの問題ではなく、ドーピングをしてまでも体を鍛えようとする向上心が大事だということ。

4 身体と道具の区別を問題にするのではなく、道具も体の一部として上手に使いこなすことが大事だということ。

問九 傍線部H「マイケル・サンデル」の考えはどのようなものですか。次の中から最も適するものを選び、マークしなさい。

- 1 他人を支配してはいけないのと同じように、自分の身体を他人の意志に委ねてはいけない。
- 2 身体のように神から与えられたものを大切にし、すべてを自分の思い通りにしようとしてはいけない。
- 3 人間は与えられたものをおとなしく受け取り、運命にまかせて謙虚に従順に生きていくのが正しい。
- 4 身体をコントロールしようとすることは、自分が他人にコントロールされることを望むことと同じだ。

問十 傍線部I「許容できるものではありません」とありますが、なぜですか。次の中から最も適するものを選び、マークしなさい。

- 1 マイケル・サンデルの考えは、ドーピング肯定派を傲慢であると決めつけ、対話の可能性を閉じてしまうものだから。
- 2 マイケル・サンデルの考えは、ドーピング肯定派の意見に耳を貸さず、人類を退化させてしまうものだから。
- 3 マイケル・サンデルの考えは、ドーピング肯定派から見ると、人類の進歩の否定につながるものだから。
- 4 マイケル・サンデルの考えは、ドーピング肯定派には全く理解できない破壊活動を助長するものだから。

問十一 次の各文のうち、本文の内容に合うものには1を、合わないものには2をそれぞれマークしなさい。

A WADAの定義では、ドーピングは禁止された薬物を摂取したり、摂取したことを隠したりすることで、選手が決められた検査を受けないことは違反とされている。

B ナチスドイツが定めたユダヤ人や障害者、同性愛者を差別する法律のように、倫理的に正当化できない法律は過去にもあった。

C 倫理的な是非を問う場合にはどう定められているかを一つの目安にすることは重要だ。

D バリー・ボンズ選手は、ドーピングの力を借りながら身体能力を高めたことでチームメイトの尊敬を集めた。

E 一九世紀に工場の機械化に反対して機械の破壊活動を行ったラッダイト運動の現代版は生命科学の成果に怯えドーピングを肯定する人たちである。

二 次の文章を読んで、後の問に答えなさい。(作問の都合上、本文を改めたところがあります。)

成方といふ笛吹きありけり。御堂入道殿より、大丸といふ笛を賜はりて吹きけり。めでたき物なれば、伏見修理大夫俊綱朝臣注1ほしがりて、「千石注2に買はむ。」とありけるに、売らざりければ、たばかりて、使をやりて、「売るべき由いひけり。」と、そらAことをいひつけて、成方を召して、「笛得させむといひける、本意はいなり。」と悦よろこびて、「あたひは乞こひによるべし。」とて、「ひらに買はむ。」といひければ、成方色を失ひて、「さる事申さず。」といふ。C

この使を召し迎へて、尋ねらるるに、「まさしく申し候ふ。」といふほどに、俊綱大いに怒りて、「人をあざむきすかすは、そD

の咎とがかるからぬ事なり。」とて、雑色所注3へくだして、木馬注4に乗せむとする間、成方注5いはく、「身のいとまを賜はりて、この笛を
持て参るべし」といひければ、人を付けてつかはす。

帰り来て、腰より笛を抜き出でていふやう、「この故にこそかか^Fる目は見れ。情けなき笛なり。」とて、軒のもとに降りて、
石を取りて、灰のごとくにうち砕きつ。

大夫、笛を取らむと思ふ心の深さにこそ、さまさま構へけれ。今はいふかひなければ、いましむるに及ばずして、追ひ放ちけり。
後に聞けば、あ^Hらぬ笛を、大丸とてうち砕きて、本の大丸は、ささいなく吹き行きければ、大夫のをこにて止みにけり。はじ
めはゆゆしくはやり立ちたりけれども、つひに出だし抜かれにけり。

(『十訓抄』)

注

- 1 御堂入道殿 ……藤原道長のこと。
- 2 千石 ……千石の米。一石は米二・五俵。
- 3 雑色所 ……雑色の詰め所。雑色は特定の位のない役人。
- 4 木馬 ……拷問の具。木造の馬の背の形のものに罪人をまたがらせて、両足に石をつり下げもの。

問一 傍線部A「たばかりて、使をやりて、『売るべき由いひけり。』と、そらごとをいひつけて」とありますが、どういこと
ですか。次の文の空欄に当てはまる語を後からそれぞれ選び、マークしなさい。同じ記号には同じ語が入ります。

【A】は【B】をだますために【C】を派遣し、「【B】が笛を売ると言っていた」というウソを【C】に言わせたということ。

- 1 大丸
- 2 御堂入道殿
- 3 俊綱
- 4 使者
- 5 成方

問二 傍線部B「本意」とありますが、どういうことですか。次の文の空欄に当てはまる語として、最も適するものを次の中から選び、マークしなさい。

- 1 成方が御堂入道からもらった笛を手に入れたという俊綱の望み。
- 2 御堂入道からもらった笛を奪った成方をこらしめたいという俊綱の望み。
- 3 日ごろの褒美として、御堂入道から笛をいただきたいという成方の望み。
- 4 お詫びの印として成方から笛をいただきたいという俊綱の望み。

問三 傍線部C「さる事」とありますが、どういうことですか。最も適するものを次の中から選び、マークしなさい。

- 1 入道殿から笛をいただいてはいないということ。
- 2 笛を渡すことはできないということ。
- 3 笛は自分のものではないとウソをついたということ。
- 4 笛を売るということ。

問四 傍線部D「人をあざむきすかすは、その咎かるからぬ事なり」の解釈として最も適するものを次の中から選び、マークしなさい。

- 1 人は嫉妬心により身を滅ぼすのだ。
- 2 人を甘く見てはいけないのだ。
- 3 人をだますことは罪深いことだ。
- 4 人の心を読み取ることは大切だ。

問五 傍線部E「身のいとまを賜はりて」の解釈として最も適するものを次の中から選び、マークしなさい。

- 1 お時間をいただいて
- 2 別れの挨拶をさせていただきます
- 3 準備をさせていただきます
- 4 糸瓜へちまをいただいて

問六 傍線部F「かかる目」とありますが、どういうことですか。最も適するものを次の中から選び、マークしなさい。

- 1 貴重な笛を奪われてしまうこと。
- 2 無実の罪で刑に処せられること。
- 3 いただいた笛がにせ物だったということ。
- 4 拷問を受け目がはれてしまったこと。

問七 傍線部G「いふかひなければ」の解釈として最も適するものを次の中から選び、マークしなさい。

- 1 思い通りになったので
- 2 謝罪の言葉を言ったので
- 3 怒るのに疲れてしまったので
- 4 手の打ちようがないので

問八 傍線部H「あらぬ笛」の解釈として最も適するものを次の中から選び、マークしなさい。

- 1 にせ物の笛 2 粗末な笛 3 めでたい笛 4 本物の笛

問九 次の各文のうち、本文の内容に合うものには1を、合わないものには2をそれぞれマークしなさい。

- A 俊綱に高額で笛を買おうと言われたが成方は応じなかった。
B 成方が笛を売ってくれるのであれば、値段は自分でつけてよいと俊綱は言った。
C 成方は御堂入道よりいただいた本物の笛を石で粉々になるまで打ち砕いた。
D 俊綱は笛を欲しくてしかたがなかったが、最後には成方に見事にだまされた。
E 俊綱は望み通りに成方をだまして、まんまと笛を手に入れた。

三 次の各問に答えなさい。

問一 生徒A～Eが百人一首の和歌1～5を鑑賞し、感想を述べました。感想に合致する和歌をそれぞれ後から選び、マークしなさい。

生徒A いつの間にか自分の容姿が衰えたことを悲しみ、過ぎてゆく時を嘆くなんて、女性が詠んだ和歌なのかしら。

生徒B 旧友を偶然に見かけたけど、誰だったかなと思っていたら姿が見えない。自然を旧友に例えているんだね。

生徒C わかりやすい叙景歌だけど、詠まれている雄大な自然は崇高さを感じさせるよね。

生徒D 山の葉は散ることで朽ち果てるんじゃないかと、散り落ちた場で再び輝く。自然への眼差しの深さを感じるわ。

生徒E 声に出して読むと音調の美しさを感じるんだけど、これは同じ音を繰り返す効果なんだろうね。

- 1 田子の浦にうち出でて見れば白妙しろたへの富士たかねの高嶺たかねに雪は降りつつ
山部赤人
- 2 滝の音は絶えて久しくなりぬれど名こそ流れてなほ聞こえけれ
大納言公任
- 3 花の色は移りにけりないたづらに我が身世に経るながめせし間に
小野小町
- 4 嵐吹く三室の山のみぢ葉は竜田の川の錦にしきなりけり
能因法師
- 5 めぐり逢あひて見しやそれともわかぬ間に雲隠れにし夜半よはの月かな
紫式部

問二 次の傍線部の品詞をそれぞれ後から選び、マークしなさい。

ゴーシユは町の活動写真館でセロを弾く係り^aでした。けれどもあんまり上手でないという評判でした。上手でないどころではなく実は仲間の楽手のなかではいちばん下手でしたから、いつでも楽長に**いじめられる**^bのでした。

ひるすぎみんなは楽屋に円くならんで今度の町の音楽会へ出す第六交響曲の練習をしていました。

トランペットは一生けん命歌っています。

ヴァイオリンも二いろ風のように鳴っています。

クラリネットもボーボーとそれに手伝っています。

ゴーシユも口をりんと結んで眼を皿のようにして楽譜を見つめながらも一心に弾いています。

^cにわかにはたつと楽長が両手を鳴らしました。みんなびたりと曲をやめてしんとしました。楽長がどなりました。

「セロがおくれた。トオテテ テテテイ、ここからやり直し。^dはいっ。」

みんなは今の所の少し前の所からやり直しました。ゴーシユは顔をまっ赤にして額に汗を出しながらやっ^eといま^い云^われたところを通りました。

(宮沢賢治『セロ弾きのゴーシュ』)

- | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|-----|---|------|---|----|----|-----|
| 1 | 動詞 | 2 | 形容詞 | 3 | 形容動詞 | 4 | 名詞 | 5 | 副詞 |
| 6 | 連体詞 | 7 | 接続詞 | 8 | 感動詞 | 9 | 助詞 | 10 | 助動詞 |

問三 次の各文はいくつの単語でできていますか。その個数をそれぞれ後から選び、マークしなさい。

a 今日は、おなかが痛いから夕飯は食べないよ。

1 八 2 九 3 十 4 十一

b わからないことがあれば聞いてください。

1 九 2 十 3 十一 4 十二

c ゆっくり流れる川の水がきれいだ。

1 七 2 八 3 九 4 十

d 失われた記憶を探す旅に出る。

1 八 2 九 3 十 4 十一

e 私が好きな教科は国語だ。

1 五 2 六 3 七 4 八

問四 次の a ～ e の傍線部と同じ漢字を含むものをそれぞれ後から選び、マークしなさい。

a 農家の長男にトツぐ。

- 1 苦しまぎれに責任をテンカする。
- 2 二十四時間態勢で機器をカドウさせる。
- 3 ジョギングをニツカとしている。

b スルドい刃物で切る。

- 1 エイギョウ職に従事する。
- 2 平安時代にエイガを極めた。
- 3 サイシンエイのコンピュータを導入した。

c 部活動は教育のイツカンである。

- 1 路線バスが町内をジュンカンする。
- 2 彼女は初志をカンテツした。
- 3 優勝を祝してカンパイをする。

d コウ例の村祭りが行われる。

- 1 子どもはコウキシンの塊だ。かたまり

2 コウキユウの平和を祈る。

3 自宅は都市のキンコウにある。

e 先祖の墓に花をおソナえする。

1 悪天候でキョウサクに見舞われる。

2 国際会議を隣国とキョウサイする。

3 需要に合わせてキョウキユウする。

